

## ～消費者注意情報～

**SNSで知り合った人について行ったら競馬ソフトを購入することに！**

～事業者が勧誘目的を隠してSNSで近づいてくる場合があります～

(令和元年5月10日)

**相談事例**

SNSで知り合った男性Aと食事をしているとき、Aの後輩というBが合流した。Bが「最近、高い買い物をしてしまったので、これからはちゃんと金を貯めたい。」と言うと、Aが「知人に投資に詳しいCがいる。3人でCに話を聞きに行こう。」と言い出した。説明場所に3人で出向き、Cから「競馬投資で儲けている。競馬ソフトが自動的にシミュレーションして勝ちを当ててくれるので、元手となる金を取引口座に入れておくだけで、後は何もなくてよい。どんどん利益が上がっていき、損はしない。」と説明を受けた。BはCの投資話を熱心に聞いていた。競馬ソフトは、本当は100万円近いが、社員割引で80万円ほどになるという。私は、最初は興味がなかったが、最後には良い話だと思ってしまった。手持ちのお金では足りなかったので、指示されるまま、クレジットカードのキャッシングで50万円を借り、現金をCに手渡した。領収書や契約書の控えはもらっていない。後日、インターネットで調べると、同じ手口での被害者がいることが分かった。解約したいが、AとCにはSNSでは連絡がつくものの、競馬ソフトの販売事業者の名称や住所、電話番号は分からない。(20歳代、女性)

**ココに注意！・・・東京都消費生活総合センターからのアドバイス**

★ SNSで知り合った人から高額な契約を勧められたら慎重に対応しましょう。

若者は、SNSのやりとりで知り合った人を親しい友人のように思い込んでしまい、その人から「儲かる」「自分も儲けている」などと言われると、契約に関する知識、経験の少ないこともあって、その言葉を信じて契約してしまうことがあります。高額な契約を勧誘されたら、その場では決して契約せず、慎重に対応するようにしましょう。特に、相手の住所、電話番号等が不明である場合、一度支払ったお金を取り戻すことは非常に困難になりますので、注意してください。



★ 「おいしい話」には注意しましょう。

競馬で賭けることでどんどん利益が上がっていく、何もなくても自動的に金が稼げるなどといった「おいしい話」はありません。

★ 消費生活センターにご相談ください

不本意な契約をしてしまった場合など、困ったときは消費生活センターに相談してください。

東京都消費生活総合センター ☎03-3235-1155  
お近くの消費生活センター 局番なし☎188(消費者ホットライン)

<悪質事業者通報サイトへ情報をお寄せください>

<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/tsuho/>

寄せられた情報は、悪質事業者の指導や処分に役立つほか、都民の皆様への情報提供、啓発につながります。